

軽自動車税の減免申請をされる方へ

☆軽自動車税の減免対象となるものは、次の事項に該当する場合です

- ①心身に障害のある方もしくは生計を一にしている方が所有する軽自動車で、障害のある方が自ら運転する場合
- ②心身に障害のある方もしくは生計を一にしている方が所有する軽自動車で、障害のある方と生計を一にしている方が運転する場合
- ③心身に障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が所有する軽自動車で、障害のある方が自ら運転する場合
- ④心身に障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が所有する軽自動車で、障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が運転する場合
- ⑤障害のある方のみの世帯で生活する心身に障害のある方を常時介護している方が所有する軽自動車で、常時介護している方が運転する場合

※①～⑤の対象となる障害の程度は下表のとおりです。

手帳の種類	障害の区分		障害の等級（程度）	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	聴覚障害		2級及び3級	同上
	平衡機能障害		3級	同上
	音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
	上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢不自由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症 第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹不自由	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症 第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	
		移動機能	1級から6級までの各級	
	心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
	じん臓機能障害		同上	同上
	呼吸器機能障害		同上	同上
	ぼうこう又は直腸の機能障害		同上	同上
	小腸の機能障害		同上	同上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
	療育手帳		障害の程度が重度のもの(茨城県の療育手帳の場合AまたはOA)	
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方		

- (注) ・減免申請の手続きは、軽自動車税の納税通知書が届いてから納期限までの間に行ってください。
 ・1人の障害者の方につき1台の軽自動車が減免対象となります。自動車税の減免を受けている方は、軽自動車の減免申請は出来ません。
 ・軽自動車の減免申請は、同時期に毎年行っていただく必要があります。
 ・障害名が二つ以上ある場合には、手帳に記載されている総合の等級ではなく、個々の障害の等級で判断します。

【申請場所】

かすみがうら市 税務課(市民窓口センター)・霞ヶ浦窓口センター・千代田出張所

◆必要書類

- ①軽自動車税減免申請書(税務課・霞ヶ浦窓口センター・千代田出張所に用意してあります)
- ②納税通知書
- ③各種手帳(障害者手帳・療育手帳等)
- ④運転免許証
- ⑤自動車検査証
- ⑥その他必要書類

※郵送での申請も可能です。郵送の場合、①～②の書類は原本、③～⑥の書類は写しをお送りください。